

## トラックターミナル等における省エネ設備・技術導入支援制度の概要

### (目的)

現在、貨物運送事業における省エネ対策は、低公害車への代替を中心として積極的に進められているが、更にトラックターミナル等の荷捌き施設(通過型の物流施設)についても省エネ化を促進するため、平成20年度より、トラックターミナル等における省エネ設備・技術導入支援制度を新たに創設。

### (制度の概要)

自動車ターミナル事業(一般トラックターミナル)、一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業に供する施設の設備省エネ化に対する支援制度

(支援内容) 対象事業に係る設備費、工事費等の総事業費の1/3を補助

### 【代替事業(設備)】



### (施設規模要件)

延べ床面積 5,000㎡以上の物流施設  
(一般トラックターミナルは施設規模要件なし)

### (対象設備)

変圧器、照明器具、フォークリフト  
ただし、フォークリフトは、変圧器、照明器具、のいずれかとセットで代替

### 【フォークリフトの代替事業・物流施設省エネ設備普及事業(リース)】



燃料系から電気系(バッテリー式)に代替

【代替事業】 1物流施設あたり5台以上のフォークリフトを代替

【物流施設省エネ設備普及事業】

物流施設省エネ設備普及事業者が、物流事業者の参加を募集・リース(25台以上)し、フォークリフトを代替

施設規模要件なし

# 事業のスキーム

